

ID: 2

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎管理規則 第9条		
例規番号	昭和63年規則第6号		
<p><b>【基準】</b>  第9条の規定による。  (退去命令等)</p> <p>第9条 市長は、第5条の許可を受けた者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為を禁止し、許可を取消し、又は庁舎外に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯する者があるとき。</p> <p>(2) 異様の服装又は酒に酔っている者があるとき。</p> <p>(3) 騒音等を発生させ、庁舎内の秩序を乱し、又は公務の執行上支障のおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他庁舎内の行動が法令に違反するとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例 第8条		
例規番号	令和2年条例第34号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害について市長はその責を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市庁舎会議室の使用に関する条例 第9条第1項		
例規番号	令和2年条例第34号		
<p><b>【基準】</b>  第9条の規定による。  (使用料)  第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。  2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市行政財産使用料条例 第4条第1項		
例規番号	平成6年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条及び第4条の規定による。 (使用料)</p> <p>第2条 使用料は、年額により定めるものとし、別表の区分により算出した額とする。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定により算出して得た使用料が100円未満の場合は、これを100円とする。 (使用料等の徴収)</p> <p>第4条 使用者は、当該行政財産を使用する際又は定められた期日までに使用料及び加算金(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、使用料等の徴収上有利であることその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用料等を毎月分割して徴収することができる。</p> <p>3 前2項の規定による使用料等は、前納することを妨げない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 総務部 財政課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市行政財産使用料条例 第6条		
例規番号	平成6年条例第4号		
<p><b>【基準】</b>  第6条の規定による。  (過料)  第6条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。  2 使用料等の徴収に関し職務の執行を妨げた者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日